併や区画整理等により発電設備の設置場所の表記に変更がある場合は、様式第５又は様式第５の２により届け出ること。

（注１２）屋根設置又は地上設置に変更がある場合に記載すること。

（注１３）太陽光発電設備についてのみ記載し、太陽電池の型式番号が複数ある場合は、備考欄の「別紙あり」のボックスにチェックを付して、別紙を作成し、それぞれの「製造事業者名」「種類」「変換効率」及び「型式番号」を記載すること。

太陽電池の種類は次の記号にて記載すること。

Ａ１：単結晶のシリコンを用いた太陽電池

Ａ２：多結晶のシリコンを用いた太陽電池

Ｂ：薄膜半導体を用いた太陽電池

Ｃ：化合物半導体を用いた太陽電池

変更前の変換効率は、「真性変換効率」又は「実効変換効率」のボックスのうち該当する方にチェックを付すこと。変更後の変換効率は実効変換効率を記載すること。また、太陽光発電設備が破壊することなく折り曲げることができるもの又はレンズ若しくは反射鏡を用いるものである場合は、備考欄の「除外事項該当性」のボックスにチェックを付すこと。

太陽電池の合計出力は小数第１位（小数第２位切捨て）まで記載すること。

（注１４）一基当たりの出力が２０ｋＷ未満の風力発電設備を使用する場合に記載すること。風車の型式番号が複数ある場合は、備考欄の「別紙あり」のボックスにチェックを付して、別紙を作成し、それぞれの「製造事業者名」「型式番号」及び「ＮＫ認証番号」（一般財団法人日本海事協会が実施している型式認証の認証番号をいう。）を記載すること。また、当該欄の変更をする場合は、発電設備の内容を証する書類を添付すること。

（注１５）配線方法に変更がある場合は、次の記号にて記載すること。

太陽光発電設備の場合

Ｚ：全量配線

Ｙ：余剰配線

太陽光発電設備以外の場合

Ａ：１の需要場所に１引込の配線とする。

Ｂ：１の需要場所を２つの需要場所に分割し、需要場所ごとに１引込の配線とする。

Ｃ：電気事業法施行規則第３条第３項の規定により、１の需要場所に複数引込の配線とする。

（注１６）会社分割、合併による同一の保守点検責任者の社名変更の場合又は社内異動、相続による保守点検責任者の変更の場合は、変更後に様式第６により届け出ること。

（注１７）事業者又は保守点検責任者の変更に伴い、保守点検及び維持管理計画を変更する場合に記載すること。なお、変更後の具体的な保守点検及び維持管理計画を、別紙として作成し、添付すること。

（注１８）接続契約解約後の再締結又は再接続検討後の再締結以外の理由で接続契約締結日が変更される場合は、接続契約締結日に係る変更手続は不要。接続契約解約後の再締結に該当するのは、工事費負担金未入金、又は出力制御に応じない等の理由で、一度接続契約が解約となり、その後に再締結する場合で、再接続検討後の再締結に該当するのは、事業者起因による接続先の送電系統の変更（移設の場合を除く）、新設アクセス線の施設方法の変更、新設アクセス線の施設者の変更の理由により、再接続検討がなされ、その後に再締結する場合である。

（注１９）発電設備の導入に当たり、「地域新エネルギー等導入促進対策費補助金」、「新エネルギー等事業者支援対策費補助金」、「新エネルギー事業者支援対策費補助金」又は「中小水力・地熱発電開発費等補助金」の受給を受けていた場合で、これらの補助金を返還する場合には、返還額を差し引いた受給額に変更すること。その際、返還後に当該補助金が返還されたことが分かる書類を添付すること。

（注２０）発電設備の設置場所を含む一の需要場所における自家消費や特定供給を自家消費等という。既築建造物に発電設備を設置する場合については、当該設備を設置する一の需要場所における前年（法第９条第１項に基づく認定申請の日から遡って１年間）の電力消費量を証明できるものを併せて提出すること。

（注２１）特定供給とは、電気事業法第２７条の３３第１項に基づく許可を受けた者による当該許可に係る電気の供給により供給されたことをいう。

（注２２）外部積立てか内部積立てかを選択し、内部積立てによる積立てへの変更を申請する場合は「内部積立てに係る事項」を添付すること。

（注２３）事業者を変更し、右記の事項を遵守することに同意する場合には、ボックスにチェックを付すこと。

（注２４）事業計画策定ガイドラインは、再生可能エネルギー発電事業計画を作成し、認定を申請する際のガイドラインとして経済産業省が策定し、公表したものである。

（注２５）認定計画の内容の変更に応じて、必要な書類を添付すること。以前の提出書類から変更がある項目は「有」、変更がない項目は「無」のボックスにチェックを付すこと。

（注２６）公的機関の発行する書類については、申請日より３ヶ月前から当該申請日までの間に発行された原本に限る。

（注２７）登記簿謄本上の所有者が事業者本人でない又は事業者本人を含む複数人である場合は添付すること。

（注２８）建物所有者が事業者本人でない又は事業者本人を含む複数人である場合は添付すること。

（注２９）設備の計画仕様、定格及び構成、構造、外形を示す書類、図面又はそれに準じる書類（発電設備の製造事業者名及び型式番号等、当該発電設備の内容を特定することのできる記号又は番号を証